

# りそなCMS利用規定

## 1.(サービスの内容)

- (1) 「りそなCMS」(以下「本サービス」という)の申込みに際しては、当社所定の「りそなCMS利用申込書兼手数料口座振替依頼書(統括会社用)」「りそなCMS登録依頼書1(統括会社用)」「りそなCMS登録依頼書2(統括会社用)」および「りそなCMS利用申込書兼登録依頼書(グループ会社用)」等(以下「所定書類」という)によりその対象口座等を届け出るものとします。
- (2) 本サービスは、統括会社申込人及びグループ会社申込人(以下「契約者」という)が、所定書類で指定した利用口座に対し、別途契約を締結する「資金集中・配分サービス」の移動結果等に基づき、資金移動情報等の「りそなCMS業務マニュアル」に記載の所定情報を提供するサービスをいいます。
- (3) 本サービスは、別途、パソコンサービス(資金管理サービス)を申し込むことで、総合振込、給与振込の支払代行サービスの提供が可能です。支払代行サービスを利用する場合には、都度、契約者(統括会社)が当社所有のシステムに通信回線接続のうえ、契約者(統括会社)ご本人が占有管理するパソコンより支払依頼を行うものとします。また、送信時限については、以下(4)に定める時間とします。支払代行サービスを利用する上で、本利用規定の他、「りそなパソコンサービス・りそなパソコンサービス(AnserDATAPORT方式)・りそなコンピュータ伝送サービス・りそなコンピュータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)利用規定」に従います。支払代行とは、統括会社が、グループ会社の支払を立替、支払先への振込処理を行うことにより、グループ全体の支払事務を集中する機能です。詳細は、「りそなCMS業務マニュアル」を参照願います。
- (4) 本サービスは、当社が定めた時間内でのみ利用できます。ただし、当社はこの取扱時間を契約者に通知することなく変更することがあります。
- (5) 本サービスの利用における資金振替実施後に発生した出金取引について、預金当座貸越が実行された場合の貸越利息はお客様負担となります。

## 2.(暗証番号等の機械登録)

- (1) 本サービスにかかる暗証番号、ユーザーIDについて、お申込日(変更の場合は変更のお申込日)から異議のお申し出がないまま1年を経過した日、または、契約者が本サービスの利用を開始した日の、いずれか早い日をもって、正しく機械登録されたものとさせていただきます。
- (2) 本サービスの暗証番号、ユーザーIDは、セキュリティの面から機械登録による保存とし、書面での保存は行いません。

## 3.(業務マニュアル等の取扱い)

- (1) 本サービスの利用及び依頼は、当社がそれぞれ指定した時限迄に、業務マニュアルに記載の方法(データ通信)で行うものとします。
- (2) 当社は契約者に対し業務マニュアル、セットアップガイドを交付、通知しますが、当社からの書面による事前の許可なくして、これを複写できないものとします。
- (3) 本サービスの業務マニュアル、セットアップガイドにかかる所有権および知的所有権は全て当社または当社が業務委託する第三者に帰属することを契約者は承認します。また取扱いは極秘扱いとし、複写その他の利用をせず、他者への開示をしないことを確約するとともに、本サービスを解約した場合は直ちに当社に返却するものとします。

## 4.(免責事項)

- (1) 当社の責めによらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害、その他の事情により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
- (2) 当社が受信した暗証番号、ユーザーID番号とあらかじめ当社に届け出の暗証番号、ユーザーID番号の一致を確認して取り扱いましたうえは、暗証番号、ユーザーID番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
- (3) 契約者が業務マニュアルに反した使用、あるいはサービスの不正使用、契約者が管理を怠ったことにより生じた損失、損害、トラブルおよび当社の管理の及ばない事象に基づく損失、損害、トラブルに関し当社は、いかなる責任も負いません。
- (4) 本サービスの利用につき、統括会社申込人およびグループ会社申込人の間にて、紛議が生じた場合には、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、統括会社申込人、およびグループ会社申込人が連帯して一切の責任を負い解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。

## 5.(手数料)

- (1) 本サービスの利用に当たっては、契約者は当社所定の手数料(消費税額を含む)を当社に支払うものとします。また、基本利用手数料は月間の契約日数にかかわらず1か月分全額を申し受けます。当社は基本利用手数料を変更することができます。
- (2) 手数料は当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、所定の決済口座から自動的に引落します。

## 6.(契約期間)

- (1) 本サービスの契約の当初契約期間は申込書に記載の日付から1年間とします。
- (2) 当社・契約者のいずれかから期間満了の1ヶ月前迄に特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

## 7.(届け出事項の変更・解約)

- (1) 本サービスの届出内容の変更・追加がある場合には、当社所定の書面により、お取引店に直ちにお届け下さい。
- (2) この契約は、当事者の一方の都合で通知することによりいつでも解約できるものとします。
- (3) 貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社より何ら通知催告等をしなくても当然に本契約は終了するものとします。
  - ①当社に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月以上連続して支払わなかったとき
  - ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当社において貴社の所在が不明になったとき
  - ⑤届出の対象口座が解約となったとき
- (4) 貴社が当社との取引規定(本利用規定を含む)に違反した場合等当社がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合、当社はいつでも通知によって本契約を解約することができるものとします。
- (5) 貴社が商号、代表者、住所その他の届出事項の変更を怠ったり、当社からの通知を受領しない等貴社の責めに帰すべき事由により、当社が行なった上記(4)による解約の通知が延着したまたは到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとします。
- (6) 届出事項の変更・追加または解約は、当社の手続が完了したときより有効とし、手続完了前に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は一切責任を負いません。

## 8.(その他)

- (1) 当社は、本利用規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本サービスの変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本利用規定を変更することができるものとします。
- (2) 契約者は、本サービスが当社および当社が業務委託する第三者により所有、保守、管理されているコンピュータシステム、機器等により運営されていることを承認します。従って、本サービスに必要な契約者の情報を当社および当社が業務委託する第三者に開示すること、及び情報を蓄積することを承認します。
- (3) 契約者は、本サービスの利用者の暗証番号、ユーザーIDや情報については、自己の責任において厳重に管理するものとします。

## 9.(合意管轄)

- (1) 本サービスに関する訴訟については、当社本店またはその取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。